

Title	スペイン植民地の布教における司教と修道会(下)
Sub Title	On the realations between the bishops and the religious orders in the missionary work in the Spanish Colonies (II)
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.4 (1965. 2) ,p.33(397)- 56(420)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19650200-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スペイン植民地の布教における司教と修道会（下）

高瀬 弘 一 郎

本誌三十七卷一号掲載分では、スペイン植民地特有の布教組織であるドクトリーナに関する教会法及びスペインのインダ法の規定を中心に述べて来たが、以下これを基にして、スペイン治下十六、七世紀のフィリッピンに於ける、司教裁治権をめぐつての司教と修道会の確執について論述しようと思う。

先ず最初に、フィリッピンに於けるドクトリーナ制の問題について簡単に触れておかねばならない。フィリッピン布教に従事した修道士は、征服者レガスピと共に渡来したアウグスチノ会士を筆頭に、一五七七年にフランシスコ会士、一五八一年にイエズス会士、そして一五八七年にはドミニコ会士が参加し、一五九一年にはフィリッピン全体で百四十名の宣教師が存在した。⁽²⁾ 十七世紀に入り、一六〇六年にはアウグスチノ隠修士会士も渡来した。⁽³⁾ しかし少数の宣教師でフィリッピン諸島全土に散在する原住民の教化を徹底させることは全く不可能であり、この為マニラの初代司教フライ・ドミンゴ・デ・サラサルが着任して布教事業が軌道に乗り始めた一五八〇年代になると、アメリカ大陸の布教で効果を上げた如く、聖堂区の聖堂を中心にした原住民の村落化をフィリッピンでも行うべきだという声⁽⁴⁾が修道士の間で高まった。尤もこのような方針は、フィリッピンで征服事業に当たっているレガスピに与えた一五六九年八月廿九日付のスペイン国王フェリペ二世の指令の中で、既に次のように命ぜられていた。

「第一に、かの群島を発見したら、水と薪木及び家畜の為の良い牧場が豊富に有る、安全で肥沃な土地かどうか留意して、村落を形成する為の場所を選定し、そして原住民には特に考慮を払わずに、それを村落居住者に配分せよ。このことが一層よく行われるように、当分は、他の原住民が部落、牧場、及び畑を持つような土地を避けて、この村落を作るようにせよ。これは、原住民を優遇する前に彼等の妨害を受けて村落形成に支障をきたさない為である。村落を作る場所が選定されたなら、武力に訴えても原住民がそこに家を建てるよう命令せよ。」⁽⁵⁾

その後一五七九年五月十三日付の国王の勅令でも同様の趣旨のことが命ぜられた。⁽⁶⁾それが後に述べるような諸事情の為実施されていなかったたので、国王やフィリッピン総督にその施行を迫る動きが修道士の間に出て来たのである。即ちフィリッピンのフランシスコ会サン・グレゴリオ遣外管区長パードレ・ファン・デ・プラセンシアは、従来から散在している原住民の村落化に尽力して来たが、これを促進する為一五八五年六月十八日付で国王に書翰を送り、少数の宣教師による布教が効果的に行われるよう、原住民の村落化を総督に指令して欲しい旨、次のように要請した。

「この群島での教理教授がより少ない労力とより少数の司祭で行うことが出来るように、良い村落を作らせるよう陛下から総督に命じていたゞきたい。何故なら原住民は非常に散在しており、しかもエンコメンデーロ達は彼等を二十乃至三十戸から成る村落にさえも集めようとはしません。貢祖を失うまいということしか眼中にないからです。この為司祭は大変な労力を強いられており、原住民が集められていたら只一人の司祭で教理を教授出来るものを、現状では四人でも果せないのです。六百乃至一千戸の村落を作っていたゞきたい。そしてこの地はそれに極めて適しているのです。(中略)もし陛下が、少く共或る戸数から成る村落に原住民を集めるよう厳命を与えないなら、スペイン国中の司祭全員を以てしても、この地にいる少数の人々を教化するのに十分ではないのです。現在我々が五十人の托鉢修道士で管理している原住民でも、もし集めてくれたら十人で管理出来るでしょう。そしてもし原住民とエンコメンデーロの妨害が無ければ、このよ

うな村落はフィリッピン全土に普及されるのです。⁽⁷⁾」

プラセンシアは更に同年総督サンティアゴ・ペーラにもこのことを訴えた。⁽⁸⁾ 総督はこの訴えを正当と認め、カマリネスの代官 *alcalde mayor* に対し、前記勅令を完全に実施するよう命じ、次のように指示を与えた。

「この勅令の実施に当つては、貴下とその町の修院長パードレ・フライ・ファン・デ・ガロビーリヤスが協力し、一緒に、作るべき村落やそのの聖堂の大きさ、形について調査せよ。そしてそれが終わったら作業に着手し、原住民を集めて彼等の村落と聖堂を作らしめよ。⁽⁹⁾」

その後国王は一五九六年五月廿五日付総督フランシスコ・テリーヨ宛の書翰でも、ペルーやメキシコで行われた如く原住民の村落化を進めるよう指令を与えている。⁽¹⁰⁾

しかしこのようなスペイン国王の意向及び現地の修道士の強い希望にも拘らず、フィリッピンに於てはアメリカ大陸に於ける程順調に原住民の村落化が進まず、十七世紀末になつても、マニラ近郊を除いて二千人以上の住民からなる村落は全島で二十にも達しない有様だつた。⁽¹¹⁾ そしてその理由としては次のような事情が挙げられる。第一に、原住民がアメリカ大陸以上に散在していた。第二に、原住民自身がそれに強く反撥した。即ち彼等は自分の家を捨て農耕地を離れることを好まなかつたし、亦重要な食糧源である漁猟が不可能になる恐れもあつた。第三には、エンコメンデーロの反対に遇つた。原住民の住居を移すことによつて貢租を失うエンコメンダも出て来るからである。⁽¹²⁾

結局フィリッピンにおいては、聖堂を中心に原住民の村落を形成し、それを聖堂区として教化事業を徹底的に行うという、アメリカ大陸で行われたドクトリーナ制は成功しなかつたといえる。その結果原住民の従来の居住地を出来るだけ認め、その上に立つて布教体制を敷く方針がとられて行つた。これは、スペイン人植民者がフィリッピンを統治するに当り、特に地方政治に於ては従来の部族的な集団をそのまま、末端の行政機関として認め、原住民の自治を最大限に許した⁽¹³⁾のと軌

を一にしている。スペイン人はバランガイ Parangay と称する部落を地方行政単位に移行させたが、この外にプエブロ・デ・インディオス pueblo de Indios⁽¹⁵⁾ という行政単位もあつた。十七世紀におけるプエブロ・デ・インディオスは主な居留地であるカベセーラ cabecera から成り立つており、このカベセーラが聖堂区⁽¹⁷⁾の中心をなし、そこに主要な聖堂区聖堂が建てられ、通常一、二名の修道士が駐在した。⁽¹⁸⁾ 当初スペイン人はこのカベセーラに原住民を移す予定であつたが、前述のように彼等が移住を望まなかつたので、⁽¹⁹⁾ 各カベセーラの周辺にはいくつかのビシタ visita⁽²⁰⁾ と称する小部落が附属して存在することになつた。⁽²¹⁾ そこには礼拝堂があつて、カベセーラに本拠をおく巡回司祭が定期的に巡察を行つた。⁽²²⁾

右に述べたような教会組織は、宣教師の不足と散在している原住民が自分の住居を離れて村落を形成するのを好まなかつた、という事情に鑑みて生み出された妥協策といえよう。メキシコやペルーのドクトリーナ制をフィリッピンでも実施しようとしたスペイン人宣教師の意図は潰えたが、しかしフィリッピン布教においても、数の上で教区付司祭を圧倒していた修道会司祭⁽²³⁾が中心的役割を果し、大部分の聖堂区の管理を委ねられていたという事実はアメリカ大陸のスペイン植民地における場合と変りない。そしてそのような聖堂区やそれをあずかる修道士が夫々 Doctrina 及び religioso doctrinero, religioso doctrinante と呼ばれていたことも史料から明らかである。このような事情から、当然アメリカ大陸に於ける場合と同様、司教裁治権をめぐつて司教と修道会の間大きな論争が惹起された。

二

一五八一年九月にマニラに着任した初代司教サラサル⁽²⁴⁾は、同年十二月廿一日付で、司教座聖堂の設立、各種人事等々新教区創設に伴う諸々の準備を報じているが、⁽²⁵⁾ その中で教区内の総ての聖職禄は司教裁治権に基いて推薦されるべきことを言明している。⁽²⁶⁾ 従来修道士のみの手によつて布教事業が進められて来たフィリッピンに、新たにマニラ司教区が創設さ

れて司教が着任したことによつて、早くも両者の間に軋轢が生じたことがうかゞえ、今後フィリッピン教会に深刻な影響を及ぼす論争の萌芽が見られる。修道士は、自分達が持つ特権は修道士として働くのに欠くことの出来ないものであると考へ、それを放棄することは、自分達の行動の自由を失う許りでなく、修道会そのものゝ存在すら不可能になるという確信に基いて、司教裁治権に服することを頑強に拒んだ。論争は主として司教巡察をめぐつて行われ、そして時期としてはマニラ司教サラサル、マニラ大司教ディエゴ・バスケス・メルカード、同ミゲル・ガルシア・セラノ、同ミゲル・ミリヤン・デ・ポプレーテ、同ディエゴ・カマーチョ・イ・アピラ、及び同バシリオ・サンチョ・デ・サンタ・フスタ・イ・ルフィーナの各在任時代⁽²⁷⁾に最も大きな論争が展開された。

初代司教サラサルは、着任早々に開催した主として奴隷制廃止問題を取扱つた第一回教区会議に引続き、翌一五八二年にも第二回目の教区会議を開いて新布教地の基礎を固める為の諸問題を討議したが、その席上、フィリッピンにおいて修道士が有する大きな特権について司教から疑問が提出され、激論が闘わされた⁽²⁸⁾。

司教サラサールの強硬な態度に、フランシスコ会やアウグスチノ会の修道士の間では、司牧活動を放棄してマニラで修道生活のみに専念しようとしたような動きすらあつた。総督の斡旋によつてこのような破局は避けられた⁽²⁹⁾。両者の確執が解決されたわけではなかつた。司教は屢々メキシコに具申した⁽³⁰⁾許りでなく、一五八三年六月十八日付で国王に書翰を送り、布教の為に修道士の働きが是非共必要であることを認めながらも、司牧活動に関しては司教の指示に従うよう彼等に命じて欲しいと要請している⁽³²⁾。

一方修道会側でも、スペイン国王に事態を訴える為、アウグスチノ会からは管区長パードレ・フライ・アンドレス・デアギール及びパードレ・フライ・ファン・ピメンテルが、フランシスコ会からはフライ・アントニオ・デ・サン・グレゴリオその他の使節としてスペインに派遣された⁽³³⁾。アウグスチノ会の年代記作者フライ・ファン・デ・メディナ⁽³⁴⁾によれば、

管区長アギーレの要請を受けたフェリペ二世は彼等アウグスチノ会士に対して好意的な態度を示した⁽³⁵⁾というが、既にこの当時スペイン王室は、教皇から獲得したインド布教保護権の体制を兎角侵し勝ちな修道士に対して好意を失ない、彼等にとつて不利な勅令を發布していたことは、先に述べた通りである。管区長等がヨーロッパに赴いている間に、メキシコのアウグスチノ会士パードレ・フライ・アロンソ・デ・ラ・ベラクルスは、一五八三年二月十二日付書翰をマニラ司教サラスールに送り、修道会側の主張を展開している。「極めて該博な師⁽³⁷⁾」と称されたベラクルスのこの書翰は、以後修道士達にとつてこの問題に関する手引となつた⁽³⁸⁾というが、それは、先に述べた如く、レオ十世からグレゴリウス十四世に至る歴代教皇からインド布教に携わる修道士に広汎な特権が許されたことを司教に強調しているものであつて、内容的には、特にここでそれを紹介する必要はない。

ところで、フィリッピンに教区が創設されて群島内の布教組織が漸く整いつゝあつた当時、スペイン国王フェリペ二世がフィリッピン布教に対する基本的態度を示した重要な文書として取り上げるべきものに、一五八九年九月十三日付総督ゴメス・ペレス・ダスマリーニャス宛の勅令⁽³⁹⁾がある。これは、インド布教保護権に基いて実際にスペイン植民地の教会を運営して行く上の諸規定を定めた一五七四年六月一日付メキシコ副王宛勅令⁽⁴⁰⁾の全文を転載し、この規定をそのままフィリッピンにおいても完全に実施するよう総督及び教区、修道会の総ての教会関係者に命じたものである。司教サラスールの着任以来、フィリッピンに於てもアメリカ大陸の場合と同様司教と修道会の間には確執が起り、布教事業に支障をきたす恐れが生じて来たこの時期に、斯様な勅令を發布したフェリペ二世の意図は、フィリッピン教会がスペイン国王の布教保護権の下に運営されるべきことを言明して修道会がこの制度から逸脱するのを押えようとしたものと思われる。

司教サラサルは修道会司祭が管理する聖堂区に対する司教巡察を執行する迄には至らなかつたが、マニラ大司教ディエゴ・バスケス・デ・メルカードの時代になると、一六一一年彼はその敢行を決意した。実施に先立ち、彼は各修道会の管区長を招いて司教巡察を行うことを告げたが、同年七月廿四日付の国王宛書翰でその有様を次のように伝えている。

「この市に⁽⁴¹⁾着いてから三ヶ月たち、私は市の近郊のパンプンガという地方の巡察に赴くことに決めました。先ずこの地にいる各修道会の管区長を召集し、国王陛下の⁽⁴²⁾勅令を遂行して原住民の村落及び聖堂における聖祕蹟、聖水盤、聖堂納室、及び修院の書籍を巡察せねばならない旨を告げました。彼等は巡察に反対し、いまだかつてそれが行われたことはない、承諾するわけにはゆかない、と私に語りました。私は総督ドン・ファン・デ・シルバ及び司法院 Audiencia 全体にこのことを報じ、会合の時に私を呼んでこの件を相談してくれるよう依頼しました。総督は何日も待たせた挙句、私が急立てると司法院の審議官 Oidores に命じてそれを調べさせ、自分は顔を出そうとしないのです。私が審議官達を急立て彼等に私の決意を込めた請願書を送りますと、彼等は今のところは巡察を中止するよう答えました。それ故私は原住民に堅振の祕蹟を授ける為のみの巡察に出掛け、それ以外の巡察は行われませんでした。⁽⁴³⁾」

大司教メルカードは翌一六一二年七月八日付の国王宛書翰⁽⁴⁴⁾でもこの巡察問題について報じている。総督や司法院が大司教の巡察に非協力的な態度をとつたことについて、彼はこの書翰の中で托鉢修道士の働きかけが有つたに違いない、と述べている。⁽⁴⁵⁾フィリピン教会の運営に関し、現地の政庁は国王の指令⁽⁴⁶⁾に対して必ずしも忠実でなかつたことが判るが、このことについては後で触れる。

メルカードは堅振の祕蹟を授けるだけの、このパンプンガ地方巡察の後、更に別の地方の巡察を行つたが、その模様について同じ一六一二年七月八日付書翰の中で次のように記述している。

「この最初の巡察を終えて後、私は六ヶ月以上重い熱病を煩いました。ほど健康を恢復した後、再び、ラグーナ・デ・

パイと云う別の地方を巡察しました。そこでは、原住民の村落にある修院は総てサン・フランシスコ会の跣足修道士が受持つています。管区長とフライ・ファン・デ・ナヘラという管区長輔佐 *Difnidor* は私が彼等の修院のある村落に赴くことを知り、管区長輔佐が私の許に来て、その地方の原住民は貧しく私に与える物を何も持つていないからと云つて、巡察に行くのを止めさせようとなりました。私は彼に対し、自分は原住民に物乞いに行くわけではなく、彼等に力を貸し、その困窮を助ける為に赴くのだ、何故なら廿四年以上もその地に司教も大司教も入っていない、私は原住民に堅振の秘蹟を授けに行く義務がある、と答えました。かくして私は出発し、一方前述の托鉢修道士はこの市に留まつて司法院の検察官 *Fiscal* や総督と共に私の巡察を妨害しようとした。⁽⁴⁷⁾

司教巡察によつて堅振の秘蹟の執行しか行うことが出来ず、しかもそれさえ修道会側の激しい抵抗を受けたことが右に引用したメルカードの書翰から判る。このような事態を憂慮した彼は、一六一五年八月二日付で国王に書翰を送り、修道士が教皇から許された全権 *omnimoda potestad* を行使することによつて生ずる大きな不都合について説き、教皇がそれを許したのは、極めて遠隔の地であるインドの布教では修道士がこの全権を持つた方が適切だったからであるが、フィリピン諸島内のキリスト教は既に基礎が固まり、高位聖職者の数もそろつたのであるから、このような権限の行使は必要でなくなつたと述べ、この憂うべき事態を改善して欲しいと要請している。⁽⁴⁸⁾

四

メルカードの跡をついでマニラ大司教となつたフライ・ミゲル・ガルシア・セラノは一六二一年七月廿一日付の国王宛書翰で、司教巡察を実施する決意を固めた事情を次のように報じている。

「陛下はサン・ロレンソ発一六〇三年の勅令によつて、⁽⁴⁹⁾司教が司牧の聖務に関して修道士のドクトリネーロを巡察する

よう命じました。この勅令をこれ以上遅滞せずに実施することが極めて重要でありましょう。何故なら、修道会には天主への奉仕に専心している修道士も多数いますが、若干の者は比較的安易に自分の性向のまゝに左右され、それにふさわしい純粹で忠実な気持で司祭の聖務についてはいいからず。この為原住民に悪例を示す許りでなく、彼等はそれの償いをしてもらう上長がないので困つて居るのです。というのは管区長は自分達自身に關係する事なので偏頗な態度をとり、そのような修道士の肩を持つことがよくあるからです。このようなことは司教巡察によつて無くなるでしょう。⁵⁰

大司教セラノは巡察を敢行するに先立つて、一六二二年三月廿九日付の一文書⁵¹を作成し、大司教の祕書ガブリエル・デ・ムヒカが四月二日及び三日にこれをアウグスチノ会管区長フライ・ファン・エンリーケス、ドミニコ会管区長フライ・ミゲル・ルイス、フランシスコ会巡察使フライ・クリストバル・デ・サンタ・アナに手渡した。⁵²このセラノの文書は、「私は、自分の教区の原住民のドクトリーナを管理している修道士に対し審査及び巡察を行わねばならない旨命じたトリエント公会議と国王陛下の勅令の規定を実施する義務があるので、それをよりよく遂行する為に、前以てあなた方に通知して御理解を得、常にあなた方が直ぐさま喜んで聖教皇座や陛下の命令に服し実行して来た如くに、この問題にも対処していたゞくのが良いと考えたのです。⁵³」と前置きを述べた後、次のように司教巡察を実施することに対する根拠を、教会法及び国法の双方から挙げて居る。

「聖トリエント公会議のこの決議⁵⁴は二つの部分から成つており、一方では、修道士は司牧及び祕蹟の執行に關する總ての事に於て、司教の裁治権、巡察、及び譴責に直接服するよう命ぜられ、亦他方では、彼等はこの聖務につく前に、司教又は総代理の認可と審査を受けねばならないと規定されています。第一の点に關してはこれ迄に何ら変更が加えられていません。何故なら、第二の点は教皇ピウス五世が發布した二通の小勅書によつて変更がなされましたが——一通はキリスト教徒一般を対象としたもので、托鉢修道士の要請に應じて即位二年目の一五六七年七月十七日付でローマで發布された

Etsi mendicantium ordines で始まる小勅書⁽⁵⁵⁾、他は陛下の要請によつて特にインドを対象にして發布された同年三月廿六日付の小勅書⁽⁵⁶⁾——第一の点については、これらの小勅書に於て何ら変更が加えられていないのです。それどころか、陛下の要請に依じて即位初年の一五九一年四月十八日にローマで發布され、陛下がこのフィリッピンに送付したグレゴリウス十四世の小勅書⁽⁵⁷⁾では、征服者その他の人々が原住民に対して負う負債の補償をマニラ大司教に委托した外、修道士が司教の許可なしに平定された土地からそうでない土地に赴くことを禁止しているのです。(中略)

聖公会議が命じている二点の内、第二の部分については、これは修道士が司牧の聖務に携わるには前以て司教又はその総代理の認可と審査を受けねばならない、という規定ですが、これも今日完全に効力をもっていると思われず。何故なら、教皇ピウス五世が上述の二つの特権⁽⁵⁸⁾によつて修道士にこの認可と審査を受けることを免除したことは事実ですが、その後グレゴリウス十三世はピウス五世が托鉢修道会に対して与えた総ての恩恵と譲歩を聖トリエント公会議の規定に戻したからです。このことは、即位初年の一五七三年三月一日にローマで發布された *In tanta rerum* で始まる教皇任意教令⁽⁵⁹⁾によつて明らかです。(中略)

亦、司牧に関する修道士の適性と認可が司教に満足のゆくものでなければならぬ、というのが、今日陛下の意志ですから——そうすることが国王や司教の良心を安んずる為に望ましい、と陛下は述べています——我々は陛下の意志を聖教皇座の命令として果す義務があるのは明らかです。

これ迄は教皇陛下の命令について述べて来ましたが、次にこの伴に關し国王陛下の勅令によつて命ぜられている点に触れますと、陛下は一五八五年⁽⁶⁰⁾十二月六日付で勅令⁽⁶¹⁾を發布し、もし適任の教区付司祭がいたら、従来管理して来た修道士よりも彼等に聖職禄を与え原住民のドクトリーナを管理させるよう命じましたが、一五八五年五月廿五日付の別の勅令⁽⁶²⁾によつて、陛下は次の諸点を命じた旨メキシコのサン・フランシスコ会に通告しました——即ち、前記勅令の実施を当分取止

めること、ドクトリーナは従来通り修道会と修道士の管理に委ねること、推薦や指名の方法に何ら変更を加えてはならないこと、司教は他の者に委任することなく自分自身で、修道士が駐在しているドクトリーナの聖堂や、その中の聖蹟、洗礼の聖水盤、その聖堂の建物及び聖礼拝の勤行を巡察すべきこと、そして更にドクトリーナに駐在している修道士に対しても司牧に関して巡察し、これを矯正すべきこと。(中略)

しかし、この一五八五年の勅令では、聖職禄と原住民のドクトリーナを管理する修道士は前以て司教の審査と認可を受けねばならない、という点が明示されていなかった。(中略)その後陛下は、この点に関する司教の権威と裁治権を聖トリエント公会議の決議の線に迄拡大することを望み、一六〇三年十一月十四日付の勅令をインドの各首都大司教に宛てて、⁽⁶³⁾發布し、その一通がフィリッピンの大司教にも送られて来たのです。云々⁽⁶⁴⁾

以上の如く大司教セラノは、トリエント公会議によつて決定された、最も主要な司教裁治権である司教巡察と修道会司教に対する司教の審査についての規定が、共に教会法上有効である許りでなく、インド教会の保護者たるスペイン国王もこれらの実施を命じた勅令を發布しており、大司教としてこれに従う義務がある旨主張している。尤もセラノはこの際修道会司教の審査に迄手をつけるつもりは無かつたものと思われるが、それは兎に角として、この文書が、彼の計画した巡察を実施するに先立つて、その法的根拠を修道会側に明らかにしておく目的から作成されたことは云う迄もない。

前述のように大司教セラノは右に紹介した文書を一六二二年四月二日及び三日に祕書を通じて各修道会の上長に渡し、そして同年六月廿日フランシスコ会士が管理していたディラオ聖堂区の巡察を開始した。⁽⁶⁵⁾そして盛式ミサの間、ディラオ住民に対する六月廿四日付の布告を説教壇から公示した。——即ち、高位聖職者は教区付司教、修道会司教を問わず配下の司教総てを毎年巡察、調査するようにという指令を受けた。その対象は主任司教としての聖務、及び聖堂、老司教安息所、病院、信心会における聖務である。この我々の義務を果す為、主任司教その他あらゆる聖職者に関し、ディラオ

村の住民にとつて許せないような事柄を知つていたり、又耳にしたことがあつたら、三日以内に我々に知らせて欲しい。殊に次に挙げるような事が犯されたら、我々に通報して欲しい。⁽⁶⁶⁾として以下十九項に亘る質問事項を示している。当時フイリッピンで司牧活動に當つていた修道士の一面をうかがい知る意味から、この内の数項を次に紹介しておく。

- 一、司祭が規定以上の報酬を得ていたり、秘蹟の授与に対して原住民に不当な喜捨を強要したことはないか。
- 一、司祭が公の罪を罰するに当り、不当に財産刑を科したことはないか。
- 一、会計係 *Fiscals* が賄賂を受けたり、原住民から米、鶏、その他の物を安く買つたり、更には教会に対する喜捨だといふ口実で税を課したりしたことはないか。

一、聖歌前唱者や聖堂納室係が、埋葬、葬儀、及びそれに関する事柄に対し、不当な報酬を受けたことはないか。亦貧者が死んだ場合など、前もつて報酬又は担保を受け取らなければ埋葬を拒絶するなどという⁽⁶⁷⁾ことはなかつたか。

一方フランススコ会側は、巡察使フライ・クリストバル・デ・サンタ・アナが、ピウス五世の小勅書⁽⁶⁸⁾を盾に大司教に対して激しい抗議文を送り、そして当時ディラオのドクトリーナを管理していたサン・グレゴリオ管区管区長輔佐パードレ・フライ・アロンソ・デ・バルデモーロは、聖秘蹟や飾りつけを巡察するから聖堂納室を明けるようにという大司教の命令を拒絶した。大司教は破門罪を以て再度それを命じたが、バルデモーロは自分の上長の意向に従う旨答えて反抗的な態度に出たので、遂に大司教は彼に破門と司祭職の停止を云い渡した。しかしバルデモーロはこの破門は有効と認められないと云い張つた。そこで大司教の指令に基き彼に対する取調べが六月廿六日迄行われ、その結果大司教はバルデモーロを逮捕し、マニラにあるフランススコ会以外の修院に罪人として拘留するよう命じた。そして廿七日にはこの拘禁が修道士に妨害されずに有効に行われるよう王権の支援を司法院に要請した。しかし司法院は七月四日それを拒絶する旨回答した。司法院の支持が得られなかつた大司教は巡察の続行を断念した。そして国王にこれ迄の経過を証言して然るべき措置

を求めた文書を同年八月一日付でインド枢機院に送つた。⁽⁶⁹⁾

五

セラノのこの書翰に対し、スペイン国王フェリペ四世は一六二四年八月十四日付の返書⁽⁷⁰⁾を送っている。これは、メキシコの副王、大司教、各司教その他総ての関係者に宛てた同年六月廿二日付の勅令の全文を転載し、同様にフィリッピンの総督、大司教、各司教その他総ての関係者にこの勅令を守るよう命じたものである。この文書はその後のフィリッピン教会にとって重要な意味を持つもの故、六月廿二日付勅令の要旨を次に紹介しておく。

一、ドクトリーナは従来通り修道士に管理させ、この点に变革を加えてはならない。

一、主任司祭の任免は、副王が国王の名で、ペルーで行われていると同様の手続きを踏んで行う。それ以外の修道士がドクトリーナを管理してはならない。

一、大司教は、司牧に関する事柄に限り修道士を巡察しても良い。即ち聖堂、秘蹟、聖香油、信心会、彼等の喜捨、及び聖秘蹟の執行や司牧に関する総ての事を、自分自身か又はその代理の者が巡察しても良い。

一、そして必要な場合には、司牧に関する事に限り譴責及び処罰を加えても良い。

一、主任司祭の慣習や生活に亘る個人的な罪に関しては、大司教は巡察によつて直接処罰してはならず、密かに口頭で修道会の上長にその旨を忠告して矯正させ、そしてもし上長がそれに従わないなら、その任免権を持つ副王に訴えるように。

一、ドクトリーナを永久に管理する権利を得ることを修道士に望ませるはならないし、亦トリエント公会議によつて高位聖職者に許された正任裁治権が以上の規定によつて廃止されるものではないから、正任裁治権及び布教保護権は侵して

はならない。⁽⁷¹⁾

右に紹介した規定は、先に論述した如くフェリペ二世以降スペイン王室がインド教会の運営に関してとつた基本的な方針に則つたもので、内容的に特に目新しい新機軸を打ち出したものではないが、この勅令が發布された背景として、十七世紀に入つてからのローマ教皇庁の動向に触れておく必要がある。

この問題に関する教皇文書として、一五九一年九月十六日付グレゴリウス十四世の小勅書 *Quantum animarum*⁽⁷²⁾ 迄既に取扱つたが、トリエント公会議以後ピウス五世とグレゴリウス十四世が打ち出した線は、パウルス五世によつてはつきり否定された。即ち、メキシコ大司教の要請に応じてパウルス五世は一六一五年十月七日付小勅書 *Sacri apostolatus ministerio* を發布し、免属特権を有し教皇に直接服属している総ての修道会司祭に対して、前似て大司教の審査を受けることなしに司牧活動に携わることが禁止した。パウルス五世は更にサンタ・フェ大司教の要請に応じ、一六二〇年六月十七日付で同じ趣旨の小勅書 *Sacri apostolatus ministerio* を發布している。⁽⁷³⁾

次のグレゴリウス十五世は一六二二年二月五日付教皇令 *Inscrutabili Dei providentia* を發布してこのパウルス五世の小勅書を更に押し進め、司教裁治権を強く擁護する意図を示した。即ちこの教皇令によつてトリエント公会議の決議事項の復活は明確となり、司牧に関する事柄においては、修道士は司教の裁治権、巡察、及び譴責に完全に服さねばならない旨規定された。これによつて修道士の司牧活動に対する司教の権限は極めて広汎なものとなつた。仮令修院の中でも修道士の犯した罪に対する譴責、修道女の聴罪司祭の適性に対する判断、修院の財産管理に対する検査、前以て司教の許可を受けることなしに自分の聖堂の外で説教をした修道会説教者に対する処罰——司教にはこのような権限が与えられ、しかも巡察以外の際にもこの権限を行使することが出来た。⁽⁷⁴⁾

トリエント公会議以降、司教裁治権の問題に関する方針に兎角一貫性を欠いて来た教皇庁だが、このグレゴリウス十五

世教皇令によつて、司教と修道会の論争に対し初めて確平たる態度を表明したといえる⁽⁷⁶⁾。そして公会議決定の線に沿つて修道会司察による司教裁治権の侵犯を許さない旨命じたという点、先に挙げたフェリペ二世の一六二四年六月廿二日付勅令は、この教皇令と趣旨を同じくするものといえようが、しかし国王がこのような勅令を發布した動機は、教皇とは全く異つていた。前にも触れたが、それは殊にフェリペ二世以降スペイン王室が強く打ち出した基本方針であるインド布教保護権の擁護ということであつた。修道士が広汎な特権を許されて司教から独立する態度をとることは、現地の政庁から独立することに通ずるとして、このような動きを封じようとしたのである。国王としては、司教裁治権などどうでも良く、只布教保護権の侵犯を放任出来なかつたのである。即ち、従来通りドクトリーナの管理を修道会司察に委ねる必要を認め乍ら、それを永久に管理する権利を彼等に許すことは、布教保護権に基いてスペイン王室に与えられているインドにおける聖職者推薦権が侵されることを意味し、国王としては絶対に認めることは出来なかつた。それ故、国王の掌握する聖職者推薦権——それにトリエント公会議の決定を加味して——を實際にインド教会の運営に適用している例として、ペルーで行われているドクトリーネーロの指名方法⁽⁷⁶⁾を、フィリッピンでも実施させようとしたのである。一六二四年六月廿二日付の勅令で、ドクトリーナを管理する主任司祭の任免にはペルーで行われているのと同様の手続きを踏む様命ずると共に、修道士に対しドクトリーナを永久に管理する権利を得ることを望ませてはならない旨指令を与えた国王の意図はここにあつたものと思われる。

フェリペ四世は更に一六二九年四月六日付で西インドの副王、司法院々長、総督、及び大司教、司教に宛て、勅令を發布し、先の一六二四年の勅令の趣旨を再確認すると同時に若干補足的な指令を与えている⁽⁷⁷⁾が、国王の意図が、度重なる勅令發布にも拘らず、修道会司察が布教保護権の制度を逸脱して行くのを押えようとした点にあつたことは明らかである。ところで、マニラ司法院がこれら一六二四年及び一六二九年の両勅令を大司教、司教、及び修道会高位聖職者達に通告

してその実施を命じたのは一六五四年になつてからであつた。⁽⁷⁸⁾そしてそれも、予てからインド布教保護権の擁護に努めて来た⁽⁷⁹⁾司法院検査官ファン・デ・ポリバル・イ・クルスの要請⁽⁸⁰⁾を受けて踏み切つたものである。司法院から通告を受けた各修道会は、早速これらの勅令に従うことが出来ない理由を詳細に述べた請願書を提出したが、⁽⁸¹⁾司法院は翌一六五五年二月廿二日付の公示 *auto* で、改めて大司教、司教、及び修道会高位聖職者に両勅令の実施を命じ、これに従わない修道士にはドクトリーナの管理を許さず、職俸を与えないように命じた。⁽⁸²⁾しかしこのような政庁の決意も、ドクトリーナの管理を総て放棄する、という修道会側の脅迫の前に簡単に崩れてしまつた。嘗ては一六二四年及び一六二九年の両勅令の実施を強く主張したファン・デ・ポリバルも、一六五六年七月一日付の国王宛書翰では、修道士に対し布教保護権に服するよう強制したいが、フィリピン諸島内の実情がそれを許さない旨、訴えている。⁽⁸³⁾即ち、島内には五修道会が管理しているドクトリーナは二百五十二に上り、それを二百五十四名の修道士が分担していたが、更に管理を良くするには尚五十名の修道士を必要とする有様であつた。これに対し教区付司祭の方は全部で五十九名しかいなかった。スペイン国王が布教保護権を現地の教会運営に適用することに非常に苦慮していたにも拘らず、フィリピンにおいて国王に代つてこの保護権を執行する立場にあつた総督が、兎角これに対して断乎とした態度をとらなかつた許りか、司教と修道会との論争に当り、却つて修道士側に与する傾きさえあつたことは、これ迄に述べて来た通りであるが、本国政府とフィリピン政庁の間⁽⁸⁴⁾にこのような見解の齟齬が生じた根本原因は、ファン・デ・ポリバルが指摘している、修道士の協力なしにはドクトリーナの運営が不可能だという現地の実情に対する認識の相違にあつたといえよう。その上、フィリピンにおいては、政庁が修道士の協力を必要としたのは、単に「福音宣布者」としての彼等の働きを期待したからだけではなかつた。スペインがフィリピンを統治した主な意図がキリスト教布教にあつたところから、渡来するスペイン人は世俗者より聖職者の方が多く、マニラ、セブ等主要な都市以外ではスペイン人といへば殆んど総て聖職者、即ち修道士であるといつ

た有様であつた⁽⁸⁴⁾。この為、地方における政治的統治は必然的に彼等修道士の手を借りねばならないことゝなつた。このように修道士が地方政治の行政面に関係して大きな権限を帯びたことは、スペイン治下の時代を通して政庁と教会の間に軋轢を惹起しはしたが⁽⁸⁵⁾、反面また修道士の協力なしにはフィリッピン経営を進めて行くことは到底不可能だつたわけである。それ故、ドクトリーナの管理を放棄して修道生活に専心する、という修道士常套の脅迫を受けると、政庁は国王の意向に反して、彼等の主張を呑まざるをえなかつたものと思われる。

註

- (1) John Leddy Phelan, *The Hispanization of the Philippines, Spanish Aims and Filipino Responses 1565-1700*, Madison, 1959, p. 32.
- (2) Francisco J. Montalbán, S. J., *Manual de historia de las misiones*, 2ª. edición corregida y puesta al día por León Lopetegui, S. J., Bilbao, 1952, p. 386.
- (3) J. L. Phelan, *op. cit.*, p. 32.
- (4) フィリッピンで布教活動に携わつた聖職者数はスペイン統治時代を通して二百五十四乃至四百名の間を上つしたに過ぎず、終始人手不足に悩まされてきた。J. L. Phelan, *op. cit.*, p. 41.
- (5) Francisco Javier Montalbán, S. J., *El patronato español y la conquista de Filipinas*, Burgos, 1930, pp. 86, 87.
- (6) Lorenzo Perez, O. F. M., *Origen de las misiones franciscanas en el Extremo Oriente*, Madrid, 1916, p. 131.
- (7) *Ibid.*, pp. 131, 132.
- (8) *Ibid.*, p. 132.
- (9) *Ibid.*, p. 132.
- (10) Emma Helen Blair and James Alexander Robertson, eds., *The Philippine Islands 1493-1898*, 1962, vol. 9, p. 239.
- (11) J. L. Phelan, *op. cit.*, pp. 44, 45.
- (12) *Ibid.*, pp. 45, 46. フランシスコ会パーダレ・プラセンシアは、先に引用した一五八五年六月十八日付の国王宛書翰の中で、村落形成に対してエンコメンデーロ達が非協力的である旨訴えている。L. Perez, *op. cit.*, pp. 131, 132.
- (13) J. L. Phelan, *op. cit.*, p. 121.

- (14) Ibid., p. 122.
- (15) このプエブロは広汎な地域でバランガイの集合体であつた。Ibid., p. 124.
- (16) Ibid., p. 124.
- (17) Ibid., p. 48.
- (18) Ibid., p. 167.
- (19) Ibid., p. 47.
- (20) このピシタの中には概して一つのバランガイしかなかつた。Ibid., p. 124.
- (21) Ibid., p. 124.
- (22) Ibid., p. 47.
- (23) 一六五六年には修道会司祭二百五十四名に対し教区付司祭は僅か五十九名であつた。亦一六九七年には聖堂区が八百あつたのに教区付司祭は六十名に過ぎなかつた。Francisco Colín, S. J., *Labor evangélica, nueva edición por Pablo Pastells*, S. J., Barcelona, 1902, t. III, p. 730; E. H. Blair and J. A. Robertson, eds., op. cit., vol. 42, p. 73.
- (24) 教皇グレゴリウス十三世は一五八一年十二月廿一日メキシコ大司教の下にマニラ属司教座を創設し、クレメンス八世は一五九一年八月十四日それを首都大司教座に昇格させ、そしてその下に、セビー、ヌエバ・セゴビア、及びヌエバ・カセレスの三属司教座を設けた。F. Colín y P. Pastells, op. cit., t. 1, p. 165.
- (25) E. H. Blair and J. A. Robertson, eds., op. cit., vol. 34, pp. 332-360.
- (26) Ibid., vol. 34, p. 343.
- (27) 次に十六、七世紀に於けるマニラ大司教の名前を列挙しておく。尚、示した年は叙階を受けた時期ではなく、大司教として着座した年である。
- 一五八一年、ドシゴ・デ・サラサル (O. P. 司教)
- 一五九四年、空位
- 一五九八年、イグナシオ・デ・サンティバーニエス (O. F. M. 五月廿八日から八月十四日迄)
- 一五九八年、空位
- 一六〇三年、ミゲル・デ・ベナビデス (O. P.)
- 一六〇五年、空位
- 一六一〇年、ディエゴ・バスケス・メルカード
- 一六一六年、空位
- 一六一八年、ミゲル・ガルシア・セラノ (O. S. A.)
- 一六二九年、空位
- 一六三五年、エルナンド・ゲレーロ (O. S. A.)

- 一六四一年、空位
 一六四五年、フェルナンド・モンテローロ（マニラ到着直後に死亡）
- 一六四五年、空位
 一六五三年、シゲル・シリヤン・デ・ポブレーテ
 一六六七年、空位
 一六七二年、フアン・ロープス（O. P.）
 一六七四年、空位
 一六七七年、フェリペ・パンズ（O. P.）
 一六八九年、空位
 一六九七年、ギョーゴ・カマーチョ・イ・ヌーニ
 一七〇五年、空位（~~空位~~）
- H. de la Costa, S. J., *The Jesuits in the Philippines 1581-1768*, Harvard University Press, 1961, p. 600.
- (28) Gaspar de San Agustin, *Conguistas de las Islas Philipinas*, Madrid, 1698, parte 1, lib. II, cap. XXXVIII. (L. Perez, op. cit., p. 124)
- (29) Juan Francisco de S. Antonio, *Crónicas de la Apostólica Provincia de S. Gregorio de religiosos descalzos de N. S. P. S. Francisco en las Islas Philipinas*, China, y Japón, Manila, 1738, parte 1, pp. 567, 568.
- (30) 註24で述べた如く、当時マニラ司教区はメキシコ大司教の下に属していた。
- (31) J. F. de S. Antonio, op. cit., Parte 1, p. 568.
- (32) E. H. Blair and J. A. Robertson, eds., op. cit., vol. 34, pp. 368-375.
- (33) J. F. de S. Antonio, op. cit., parte 1, p. 568.
- (34) 彼は一六〇九年にマニラに渡来し、一六三〇年に *Sucesos de la Orden de San Agustin en Filipinas* を著し、一八九三年に刊行された。Agustin Mariá de Castro, O. S. A., *Misioneros agustinos en el Extremo Oriente 1565-1780*, edición, introducción y notas por Manuel Merino, O. S. A., Madrid, 1954, p. 177.
- (35) Juan de Medina, O. S. A., *Historia de los sucesos de la Orden de N. Gran P. S. Agustín de estas Islas Filipinas*, Manila, 1893, párrafo XXV, p. 145.
- (36) J. F. de S. Antonio, op. cit., parte 1, pp. 568-585.
- (37) J. de Medina, op. cit., párrafo XXV, p. 146.
- (38) *Ibid.*, párrafo XXV, p. 146.
- (39) F. Colín y P. Pastells, op. cit., t. III, pp. 674-

677.

(40) Diego de Encinas, ed., *Cedulario indiano*, reproducción facsimil de la edición única de 1596, Madrid, 1945, lib. 1, ff. 83-86. 尚この勅令については既に触れた。(本誌三十七卷一号五八頁)

(41) マニラのこと。

(42) フェリペ二世が司教巡察の実施を命じたものとして、一五五九年十一月廿九日付、一五六〇年八月廿一日付、一五六五年八月七日付、一五八五年六月一日付、一五八七年十二月十六日付の各勅令が有ることについては既に述べた。(本誌三十七卷一号六〇、六一頁。Recopilación de leyes de los reynos de las Indias, 1774, libro 1, título XV, leyes XXVIII, XXIX; Juan de Solórzano y Pereyra, *Política indiana*, 1930, t. III, p. 270.; F. Colín y P. Pastells, op. cit., t. III, pp. 682, 683.)

右に挙げた勅令の外に、特にマニラ大司教に宛て、一六〇三年十一月十四日付の勅令が發布されている。そこでは、教区付司祭、托鉢修道士を問わずドクトリーナを管理する司祭は、原住民の言語を解し、司牧活動に必要な能力を備え、そして司教に關し司教の巡察を受けるよう命ぜられているにも拘ら

ず、それが満足に果されていない旨の報告を受けた、と述べた後、次のような指令を大司教に与えている。「命令に従つて、必要な能力を備えているか否か、及び教理を授ける中国人や原住民の言語を解するか否かの点について、尊師又は代理の者による審査と認可を前以て受けることなしに、修道士が大司教区内で修道会が管理しているドクトリーナに入つて司牧活動に当ることを許さないよう依頼する。そして尊師の行う巡察で、必要な能力や才能を備えておらず、模範的でない者、或いは教理を授ける原住民の言語を充分解さない者を見出したら、その者を解任し、そしてその上長に対し、必要な能力を備えた別の者を指名するよう勸告して欲しい。そしてその場合でも同様に審査を受けねばならない。」

フェリペ二世はこれに添えて同じ日付の勅令を更に一通マニラ大司教に送り、前記勅令の規定を完全に実施するよう命ずると共に、もしも修道会に対してそれを免じた教皇の特許又は小勅書が提示されたら、司法院 *Audiencia* に勸告を与え、その任務を果して善処させるようにと指示している。そして国王は、矢張り同じ日付でマニラ司法院にも勅令を發し、大司教がこれら二通の勅令を実施するのを支援するよう命じている。一六一一年七月廿四日付の

大司教メルカードの書翰で「国王陛下の勅令」
“Reales Cédulas de V. M.” とあるのは、右に
挙げた一六〇三年十一月十四日付勅令のことと思わ
れる。F. Colín y P. Pastells, op. cit., t. III,
pp. 684, 685.

(43) Pablo Pastells, S. J., *Historia general de*
Filipinas, Barcelona, 1931, t. VI, p. 292.

(44) *Ibid.*, t. VI, pp. 293-295.

(45) *Ibid.*, t. VI, p. 293.

(46) 一六〇三年十一月十四日付マニラ司法院宛の勅令
で、司教の裁治権行使を支援するよう命じたことは
註42で記した通りである。

(47) P. Pastells, op. cit., t. VI, p. 294.

(48) *Ibid.*, t. VI, p. 357.

(49) これは註42で挙げた一六〇三年十一月十四日付勅令
の同じもの。

(50) F. Colín y P. Pastells, op. cit., t. III, p. 690.

(51) *Ibid.*, t. III, pp. 691-693.

(52) *Ibid.*, t. III, p. 693.

(53) *Ibid.*, t. III, p. 691.

(54) これはトリエント公会議決議廿五節十一章のことで
ある。Francisco Javier Hernaez, ed., *Colec-*
ción de bulas, breves y otros documentos
de España, Madrid, 1904, t. III, p. 100.

relativos a la iglesia de América y Filipinas,
Bruselas, 1879, reprinted by Kraus Reprint
Ltd., Vaduz, 1964, t. I, p. 476.

(55) この小勅書は未見。

(56) 廿四日の誤りであろう。尚この小勅書については、
本誌三十七巻一五五、五六頁で触れた。

(57) これはフィリッピンに向け発布された小勅書 *Cum*
sicut nuper accepimus である。その内容の内
ここで関係のある規定のみを次に紹介しておく。

一、司教（註—マニラ司教のこと）は、自分自身又
は総代理及び適任者によつてその教区を巡察し、修
道会司祭のドクトリーナを巡察せねばならない。

一、司教及び未信者の改宗に携わつてゐる者は総て
——仮令修道会司祭であつても——司教及び高位聖
職者の書面による許可無しに、平定された土地から
然らざる土地に移つてはならない。なぜなら、その
為に原住民をむざむざ見棄て、しまつことになるか
らである。即ち、偶像礼拝に戻る者も出れば、司祭
がいない為に洗礼を受けず未信者の儘留まる者も出
て来る。そして更に、修道士が原住民の言語を解さ
ない為に彼等の語ることを利用出来ないようなこと
も屢々生ずるのである。

Barthasar de Tobar, *Compendio bulario in-*

- dico, edición y estudio de Manuel Gutierrez de Arce, Sevilla, 1954, t. 1, pp. 481, 482.
- (58) これは即ち、ピウス五世の一五六七年七月十七日付、及び同年三月廿四日付の小勅書のことである。
- (59) 先にこの教皇文書に触れた時には、Compendio bulario indico, t. 1, p. 398. に依り「小勅書」と記した。(本誌三十七卷一号五六頁)
- (60) 一五八三年の誤りである。
- (61) F. Colín y P. Pastells, op. cit., t. III, p. 682.
- (62) 一五八五年六月一日付、メキシコ大司教宛の勅令については既に触れたが(本誌三十七卷一号六一頁)、同じ趣旨の勅令が数日前の日付でメキシコのフランシスコ会宛てに発布されていたことが、この記事から判る。
- (63) 註42を参照。
- (64) F. Colín y P. Pastells, op. cit., t. III, pp. 691, 692.
- (65) Ibid., t. III, p. 693.
- (66) Ibid., t. III, p. 693.
- (67) Ibid., t. III, pp. 693, 694.
- (68) 註58、及び本誌三十七卷一号五五、五六頁を参照。
- (69) F. Colín y P. Pastells, op. cit., t. III, pp. 694-697.
- (70) Ibid., t. III, pp. 685, 686.
- (71) Ibid., t. III, pp. 685, 686.
- (72) 本誌三十七卷一号五六頁。
- (73) Pedro Rubio Merino, Don Diego Camacho y Avila arzobispo de Manila y de Guadalajara de México (1695-1712), Sevilla, 1958, p. 198.
- (74) Ibid., p. 199.
- (75) Pedro Torres, La Bula Omnimoda de Adriano VI, Madrid, 1948, p. 244.
- (76) これについては既に本誌三十七卷一号五八頁で述べたが、簡単に繰り返しておく。即ち、一五七四年六月一日付メキシコ副王宛のフェリペ二世の勅令で規定された指名方法であつて、修道会高位聖職者がドクトリネーロに適任と判断した修道士二名(一六二九年四月六日付勅令により三名に増加された)を副王又は総督の許に推挙し、副王又は総督はその内一名を選んで司教の許に送り、そして司教が審査の上これを任命する、という手続きを定めたものであつた。そしてメキシコでは修道士の強硬な抵抗にあつてこれを実施することが出来なかつたが、ペルーでは副王が彼等の反対を押してこの規定を施行してゐた。Diego de Encinas, ed., op. cit., lib. 1, ff.

84, 85; J. de Solórzano Pereyra, op. cit., t. III, pp. 245, 246, 261.

(77)

この一六二九年四月六日付勅令は、西インドに於ける各修道会管区長が修道士をドクトリーナに配属したり配置換えをしたりする際には、常に副王、司法院々長又は総督に通知するよう、布教保護権に基いて命じてあるにも拘らず、管区長達は独断でドクトリーネーロの修道士を交代させている。亦彼等は、一旦修道士がドクトリーナ管理を高位聖職者から認可されたら、管区長の指令に従つて他のドクトリーナに移るのに再度認可を得る必要はない旨主張しており、大司教又は司教がこのようなことを止めさせようとすると、彼等は訴訟を起し、多くの弊害を招いている。と述べた後、次の様な指令を与えている。

一、修道士からドクトリーネーロを選任する際には、管区長が副保護者の許に三名推薦し、副保護者はこの内一名を選び、そして大司教又は司教がこの者を任ずる。

一、一旦高位聖職者からドクトリーナ管理に対する審査と認可を受けた修道士は、同じ言語が使用される総てのドクトリーナを管理しても構わないが、管区長から推薦されたドクトリーナが異なる言語を使用する場合は、新たに審査と認可を受けねばならぬ

スペイン植民地の布教における司教と修道会(下)

3. F. Colín y P. Pastells, op. cit., t. III, p. 686.

(78)

Ibid., t. III, p. 701.

(79)

Ibid., t. III, pp. 697-700.

(80)

彼は一六五四年八月廿日付で司法院に請願書を提出している。Ibid., t. III, pp. 700, 701.

(81)

各修道会が提出した請願書は長文のものが、概略次のような点を理由に両勅令の実施に反対している。

一、欠員のドクトリーネーロを選任するに当つて、修道会管区長が副保護者の許に三名の修道士を推薦してその指名に委ねる、という制度では、修道会に於ける上長の権限を奪うことになり、修道会の会憲に反する。

二、フィリピン諸島では様々な言語が使用されているので、或るドクトリーナの言語に通じた修道会司祭を一名見付けるのも容易でないのに、まして三名迄も推薦するなど不可能なことである。亦このような表情なのに、各ドクトリーネーロの言語能力を審査することが司教に出来るだろうか。

三、司教巡察は、必然的に、平信者の証人に対する審問、告発、譴責等々を含む裁判手続として行われることになる。ここから弊害が惹起されるのである

(四一九)

五五

うし、亦修道士は誤審から身を守ることが出来ない。

四、修道会管区長が修道士の配置換えをする場合、副保護者にその理由を告げねばならないという制度では、上長の行動の自由を不当に制限することになる。

五、以上の結果、必然的に修道会の内部に混乱を招くことは避けられない。Ibid., t. III, pp. 701-714.

(82) Ibid., t. III, p. 714.

(83) Ibid., t. III, pp. 729-731.

(84) 日付、署名共に無いが、内容から一六六六年に書かれたものであることが判る一文書によると、当時フイリッピン全土には、代表的なスペイン人市民は六十名にも達しなかつたという。E. H. Blair and J. A. Robertson, eds., op. cit., vol. 36, p. 265.

(85) C・ベニテス著、東亜研究所訳「比律賓史」上下、東亜研究所、昭和十七、廿年。

上巻二三四―二三九頁、下巻一二三―一四〇頁を参照。